

大和市告示第170号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画生産緑地地区を次のとおり変更したので、同法第20条第2項の規定により、同法第14条第1項に規定する図書を本市街づくり施設部街づくり計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年11月22日

大和市長 大 木 哲

1 都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

大和市下鶴間字甲一号、甲二号、乙一号から乙三号まで及び乙七号、中央林間西二丁目、南林間六丁目、深見字坊ノ窪、深見台三丁目、中央五丁目、上草柳字緑野、桜森二丁目、下和田字下ノ原、渋谷八丁目並びに福田字甲一ノ区、甲四ノ区及び甲八ノ区地内